



平成18年7月13日

都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管課長 殿

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 樋口 成彬



平成18年度産業廃棄物処理助成事業の募集について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、財団運営につきまして、種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化に対して助成基金を設けて支援しております。

つきましては、別紙のとおり、平成18年度 産業廃棄物処理助成事業の募集を行いますので、貴管轄の産業廃棄物処理業者にご周知頂くようご協力方よろしくお願い申し上げます。

敬具



(募集)

平成 18 年度 産業廃棄物処理助成事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

1. 助成事業の概要

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、平成4年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB処理に関する処理事業への支援、産廃処理施設の基本計画の策定、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化による有効活用等が促進され、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための強化策として実施することとしております。具体的には、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化に対して助成するものであり、これらが他事業へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

2. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者とします。

- ・ 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとする)。
- ・ 従業員数 300 人以下又は資本金 10 億円以下のどちらかに該当すること。
- ・ 過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律に違反していないこと。
- ・ 応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。
- ・ 産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る情報開示(産業廃棄物処理事業振興財団情報開示支援システムによる)を行っていること。

3. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～③とします。

- ① 3R 又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」と略す。)
- ② 高度技術力を利用した 3R 又は環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設」と略す。)
- ③ 上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」と略す。)

4. 助成の概要

(1)助成額

- | | | |
|----------|----|--------|
| ① 技術開発 | 最高 | 500 万円 |
| ② 高度技術施設 | 最高 | 500 万円 |
| ③ 起業化調査 | 最高 | 50 万円 |

(2)助成率

技術開発及び高度技術施設については、助成率は助成対象事業に要する費用の 3 分の 2 以内、起業化調査については、助成対象事業に要する費用の 3 分の 1 以内に相当する金額とします。

(3)助成事業の達成期間

原則として、助成が決定してから 1 年以内とします。

(4)助成の決定

